

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和7年2月28日

八尾市監査委員	浅川昌孝
同	木虎孝之
同	前園正昭
同	鑄方淳治

記

1 措置の内容の通知

令和3年度定期監査（教育委員会事務局）の結果に対する措置

令和7年2月14日付け 八教教第2131号

令和4年度定期監査（総務部）の結果に対する措置

令和7年2月14日付け 八総総第2832号

令和4年度定期監査（こども若者部）の結果に対する措置

令和7年2月14日付け 八ここ第2810号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和3年度定期監査（教育委員会事務局）の結果に対する措置の内容
 学校教育推進課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R6. 2. 22 までの取組等の内容	
<p>1 子どもが輝く学校づくり総合支援事業に関する事務について</p> <p>本事業は、各学校の存する地域や在籍する子どもの実態に応じた独自の取組を支援し、魅力あふれる学校づくりを推進することを目的として、本市立の学校長に委託して、学力向上や体力向上等の事業を実施している。</p> <p>(3) 子どもが輝く学校づくり総合支援事業実施要綱において、委託契約に当たり受託者に付すべき条件が定められているが、委託契約書の条項に当該付すべき条件が記載されていないので、契約の適正な履行を確保するよう事務処理を改めること。</p>	措置状況	1. 措置済 (令和6年4月1日)	措置状況	2. 措置予定
	当該要綱に基づき付すべき条件を委託契約書に記載するよう事務処理を改めました。		令和6年度の委託契約から、当該要綱に基づき付すべき条件を委託契約書に記載する予定です。	
<p>4 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 八尾市財務規則に基づき契約保証金を免除する場合において、そのことについて決裁手続がされていないものや決裁手続に係る伺書にその具体的な理由の記載等がされていないもの</p>	措置状況	1. 措置済 (令和6年4月1日)	措置状況	2. 措置予定
	契約保証金を免除する場合は、そのことについて決裁手続を行うとともに、伺書に具体的な理由を記載するよう事務処理を改めました。		令和6年度の契約から、契約保証金を免除する場合は、そのことについて決裁手続を行うとともに、伺書に具体的な理由を記載するよう事務処理を改める予定です。	